

## えひめいやしの南予博2016総合協賛規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、えひめいやしの南予博2016実行委員会（以下「主催者」という。）が開催するえひめいやしの南予博2016（以下「南予博」という。）の総合協賛に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、「総合協賛」とは、次の各号のとおりとする。

#### (1) 資金協賛

企業、個人等が、南予博の全体事業（広報宣伝活動を含む。）の実施に要する資金を提供すること。

#### (2) 施設・物品協賛

企業、個人等が、南予博で実施するあらゆるイベント、イベントの運営又は広報宣伝活動に必要な施設・物品（設備、素材及び広告グッズの素材を含む。）を提供すること。

#### (3) 広告協賛

企業、個人等が、南予博の広告を掲出し、又は主催者の広報物に自己の広告を掲出すること。

### (要件)

第3条 前条に規定する総合協賛は、南予博の基本理念に合致するものでなければならない。

### (遵守事項)

第4条 総合協賛を行おうとする者は、主催者が定める規程等及び主催者が南予博の運営上必要と認めて行う指示を遵守しなければならない。

### (承諾)

第5条 総合協賛を行おうとする者は、主催者の承諾を受けなければならない。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、総合協賛に関し必要な事項は、主催者が別に定める。

### 附 則

この規程は、平成27年10月21日から施行する。